

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>志木停車場線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町六丁目二四〇二番一四地先 から 志木市本町六丁目二四〇二番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年二月三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一三・〇四メートル</p>	<p>備 考</p>